

特別養護老人ホームクレール楽生苑 利用料金表

(介護福祉施設サービス費・居住費・食費)

平成 30 年 4 月 1 日現在

介護認定	所得段階	居住費	食費	介護保険負担金		合計金額 1ヶ月(30日)あたり	
				1割負担の場合	2割負担の場合	1割負担の場合	2割負担の場合
要介護1	1段階	820円	300円	636円	1,272円	52,680円	71,760円
	2段階	820円	390円			55,380円	74,460円
	3段階	1,310円	650円			77,880円	96,960円
	4段階	1,970円	1,420円			120,780円	139,860円
要介護2	1段階	820円	300円	703円	1,406円	54,690円	75,780円
	2段階	820円	390円			57,390円	78,480円
	3段階	1,310円	650円			72,090円	93,180円
	4段階	1,970円	1,420円			122,790円	143,880円
要介護3	1段階	820円	300円	776円	1,552円	56,880円	80,160円
	2段階	820円	390円			59,580円	82,860円
	3段階	1,310円	650円			82,080円	105,360円
	4段階	1,970円	1,420円			124,980円	148,260円
要介護4	1段階	820円	300円	843円	1,686円	58,890円	84,180円
	2段階	820円	390円			61,590円	86,880円
	3段階	1,310円	650円			84,090円	109,380円
	4段階	1,970円	1,420円			126,990円	152,280円
要介護5	1段階	820円	300円	910円	1,820円	60,900円	88,200円
	2段階	820円	390円			63,600円	90,900円
	3段階	1,310円	650円			86,100円	113,400円
	4段階	1,970円	1,420円			129,000円	156,300円

※ 上記は30日で計算した場合の目安です。

単位(円)

(各種加算項目)

栄養ケアマネジメント加算	14/日(28/日)	栄養ケアマネジメントを実施した場合
個別機能訓練加算	12/日(24/日)	個別に機能訓練を実施した場合
看護体制加算(Ⅰ)イ	6/日(12/日)	常勤看護師配置の場合
夜勤職員配置加算Ⅱ(イ)	27/日(54/日)	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準を1以上上回っている場合
若年性認知症入所者受入加算	120/日(240/日)	若年性認知症高齢者を受け入れた場合
療養食加算	6/回(12/回)	1食を1回とし、療養食を提供した場合
看取り介護加算Ⅰ	144/日(288/日)	死亡日以前4日以上30日以下について1日につき算定
	680/日(1,360/日)	死亡日の以前及び前々日の2日間のみ算定
	1,280/日(2,560/日)	死亡日について算定
サービス提供体制強化加算Ⅰロ	12/日(24/日)	介護福祉士の占める割合が100分の50以上の場合
外泊時費用	246/日(492/日)	入院時または居宅に外泊した場合6日間算定
外泊時在宅サービス利用費用	560/日(1,120/日)	外泊時に在宅サービスを利用した場合
初期加算	30/日(60/日)	初期加算(入所日から30日以内。30日以上入院後の再入所も同様)
退所前訪問相談援助加算	460/日(920/日)	退所前に退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460/日(920/日)	退所後30日以内に入所者を訪問して相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400/日(800/日)	退所後の生活、住環境に関する相談援助を行った場合
退所前連携加算	500/日(1000/日)	退所後の居宅におけるサービス利用上必要な調整を行った場合
栄養ケアマネジメント加算	14/日(28/日)	栄養ケア計画に基づいて栄養管理を実施した場合
低栄養リスク改善加算	300/月(600/月)	低栄養状態改善のため栄養管理が必要となった場合
経口維持加算Ⅰ	400/月(800/月)	摂食障害や誤嚥を有する入所者が対象
療養食加算	6/日(12/日)	1食を1回とし、療養食を提供した場合
看取り介護加算Ⅰ	144/日(288/日)	死亡日以前4日以上30日以下について1日につき算定
	680/日(1,360/日)	死亡日の以前及び前々日について2日間算定
	1,280/日(2,560/日)	死亡日について算定
排せつ支援加算	200/月(400/月)	多職種が協働して支援した場合
褥瘡マネジメント加算	10/月(20/月)	褥瘡発生予防のために計画的管理を行った場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ		総合計単位数に8.3%を乗じた額

※( )内は負担割合が2割の場合の金額です。

※各種加算には入所者全員に算定する加算と該当する入所者のみに算定する加算があります。